

別表第2(第4条関係)

事業構成		対象者	単位数
介護予防型 訪問サービス費	イ 介護予防型訪問サービス費 I	要支援1・2	週1回程度の利用 1,176単位(1月につき)
			週2回程度の利用 2,349単位(1月につき)
		要支援2	週2回を超える程度の利用 3,727単位(1月につき)
	ロ 介護予防型訪問サービス費 II	要支援1・2	住民の助け合いによる生活支援活動事業と同月の同一の期間において併用する場合であって、週1回程度利用の場合は1月の中で4回まで、週2回程度又は週2回超程度利用の場合は1月の中で7回までの利用 287単位(1回につき)
	高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援1・2	所定単位数の1%減算
	業務継続計画未策定減算		所定単位数の1%減算
	事業者と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算 (1月につき)
	事業者と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算 (1月につき)
	同一建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算 (1月につき)
	ハ 初回加算		200単位(1月につき)
	ニ 生活機能向上連携加算		
	(1)生活機能向上連携加算 I		100単位(1月につき)
	(2)生活機能向上連携加算 II		200単位(1月につき)
	ホ 口腔連携強化加算		50単位(月1回程度)
	ヘ 介護職員等処遇改善加算	要支援1・2	
	(1)介護職員等処遇改善加算 I		所定単位の245/1000 (1月につき)
	(2)介護職員等処遇改善加算 II		所定単位の224/1000 (1月につき)
	(3)介護職員等処遇改善加算 III		所定単位の182/1000 (1月につき)
	(4)介護職員等処遇改善加算 IV		所定単位の145/1000 (1月につき)
<p>注1 イからへの算定要件については、省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)【令和6年厚生労働省告示第85号第5条及び令和6年厚生労働省告示第86号第58条(令和6年3月15日)により一部改正】に準ずる。</p> <p>注2 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからへを算定しない。</p> <p>注3 ロは住民の助け合いによる生活支援活動事業を同月内で併用する場合のみ算定する。</p> <p>注4 への所定単位はイからホまでを算定した単位数の合計とし、第6条の支給限度額管理の対象外の算定項目とする。</p>			

共生型介護予防型訪問サービス費	イ 共生型介護予防型訪問サービス費 I	要支援1・2	週1回程度の利用 1,176単位(1月につき)
		要支援2	週2回を超える程度の利用 3,727単位(1月につき)
	ロ 共生型介護予防型訪問サービス費 II	要支援1・2	住民の助け合いによる生活支援活動事業と同月の同一の期間において併用する場合であって、週1回程度利用の場合は1月の中で4回まで、週2回程度又は週2回超程度利用の場合は1月の中で7回までの利用 287単位(1回につき)
	高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援1・2	所定単位数の1%減算
	業務継続計画未策定減算		所定単位数の1%減算
	事業者と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算 (1月につき)
	事業者と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算 (1月につき)
	同一建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算 (1月につき)
	ハ 初回加算		200単位(1月につき)
	ニ 生活機能向上連携加算		
	(1)生活機能向上連携加算 I		100単位(1月につき)
	(2)生活機能向上連携加算 II		200単位(1月につき)
	ホ 口腔連携強化加算		50単位(月1回程度)
	ヘ 介護職員等処遇改善加算	要支援1・2	
	(1)介護職員等処遇改善加算 I		所定単位の245/1000 (1月につき)
	(2)介護職員等処遇改善加算 II		所定単位の224/1000 (1月につき)
	(3)介護職員等処遇改善加算 III		所定単位の182/1000 (1月につき)
	(4)介護職員等処遇改善加算 IV		所定単位の145/1000 (1月につき)
<p>注1 イからへの算定要件については、省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)【令和6年厚生労働省告示第85号第5条及び令和6年厚生労働省告示第86号第58条(令和6年3月15日)により一部改正】に準ずる。</p> <p>注2 イ及びロは、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従事者基準」という。)第1条第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第12号、第14号、第15号、第17号又は第19号から第22号までに規定する者が共生型介護予防型訪問サービスを行い、所定単位数を算定できる居宅要支援被保険者は、65歳に達した日の前日において、当該共生型介護予防型訪問サービス事業者が指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の指定居宅介護又は重度訪問介護に係る障害福祉サービスを利用していただる者に限る。</p> <p>注3 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからへを算定しない。</p> <p>注4 ロは住民の助け合いによる生活支援活動事業を同月内で併用する場合のみ算定する。</p>			

	注5 への所定単位はイからホまでを算定した単位数の合計とし、第6条の支給限度額管理の対象外の算定項目とする。		
生活援助型訪問サービス費又は共生型生活援助型訪問サービス費	イ 生活援助型訪問サービス費Ⅰ 共生型生活援助型訪問サービス費Ⅰ	事業対象者 要支援1・2	週1回程度の利用 888単位(1月につき)
			週2回程度の利用 1,774単位(1月につき)
		事業対象者 要支援2	週2回を超える程度の利用 2,815単位(1月につき)
	ロ 生活援助型訪問サービス費Ⅱ 共生型生活援助型訪問サービス費Ⅱ	事業対象者 要支援1・2	住民の助け合いによる生活支援活動事業と同月の同一の期間において併用する場合であって、1月で7回までの利用 220単位(1回につき)
	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者 要支援1・2	所定単位数の1%減算
	業務継続計画未策定減算		所定単位数の1%減算
	事業者と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算 (1月につき)
	事業者と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算 (1月につき)
	同一建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算 (1月につき)
	ハ 介護職員等処遇改善加算		事業対象者 要支援1・2
(1)介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位の245/1000 (1月につき)		
(2)介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位の224/1000 (1月につき)		
(3)介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位の182/1000 (1月につき)		
	(4)介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位の145/1000 (1月につき)	
<p>注1 イからハの算定要件については、省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)【令和6年厚生労働省告示第85号第5条及び令和6年厚生労働省告示第86号第58条(令和6年3月15日)により一部改正】に準ずる。</p> <p>注2 イ及びロは、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従事者基準」という。)第1条第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第12号、第14号、第15号、第17号又は第19号から第22号までに規定する者が共生型介護予防型訪問サービスを行い、所定単位数を算定できる居宅要支援被保険者は、65歳に達した日の前日において、当該共生型介護予防型訪問サービス事業者が指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の指定居宅介護又は重度訪問介護に係る障害福祉サービスを利用していただる者に限る。</p> <p>注3 ロは住民の助け合いによる生活支援活動事業を同月内で併用する場合のみ算定する。</p> <p>注4 ハの所定単位はイ及びロを算定した単位数の合計とし、第6条の支給限度額管理の対象外の算定項目とする。</p>			
住民の助け合いによる生活支援活動事業費	イ 住民の助け合いによる生活支援活動事業費	事業対象者 要支援1・2	月8回までの利用 10単位(1回につき)
	注 イについては、利用者1名につき1月に8回を算定の限度とする。 ただし、介護予防型訪問サービス、共生型介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービス又は共生型生活援助型訪問サービスと同月の同一期間において併用する場合にあつては、これらのサービスと合わせた月8回を算定の限度とする。		
介護予防型通所サービス費又は共生型介護予防型通所サービス費	イ 介護予防型通所サービス費Ⅰ 共生型介護予防型通所サービス費Ⅰ	事業対象者 要支援1・2	週1回程度の利用 1,798単位(1月につき)

「はろえまのほ」の  
型通所サービス費

ロ 介護予防型通所サービス費Ⅱ 共生型介護予防型通所サービス費Ⅱ	事業対象者 要支援2	週2回程度の利用 3,621単位(1月につき)
高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者 要支援1・2	所定単位数の1%減算
業務継続計画未策定減算		所定単位数の1%減算
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合		イを算定している場合 -376単位(1月につき) ロを算定している場合 -752単位(1月につき)
		イ及びロの日割を算定している場合 -94単位(1回につき)
事業所が送迎を行わない場合		片道-47単位を減算 イを算定している場合の 減算の上限 -376単位 ロを算定している場合の 減算の上限 -752単位
ハ 生活機能向上グループ活動加算	事業対象者 要支援1・2	100単位(1月につき)
ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位(1月につき)
ホ 栄養アセスメント加算		50単位(1月につき)
ヘ 栄養改善加算		200単位(1月につき)
ト 口腔機能向上加算		
(1) 口腔機能向上加算Ⅰ		150単位(1月につき)
(2) 口腔機能向上加算Ⅱ		160単位(1月につき)
チ 一体的サービス提供加算		480単位(1月につき)
リ サービス提供体制強化加算		
(1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ	事業対象者 要支援1・2	週1回程度の利用 88単位(1月につき)
(2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ	事業対象者 要支援2	週2回程度の利用 176単位(1月につき)
(3) サービス提供体制強化加算Ⅱイ	事業対象者 要支援1・2	週1回程度の利用 72単位(1月につき)
(4) サービス提供体制強化加算Ⅱロ	事業対象者 要支援2	週2回程度の利用 144単位(1月につき)
(5) サービス提供体制強化加算Ⅲイ	事業対象者 要支援1・2	週1回程度の利用 24単位(1月につき)
(6) サービス提供体制強化加算Ⅲロ	事業対象者 要支援2	週2回程度の利用 48単位(1月につき)
ヌ 生活機能向上連携加算	事業対象者 要支援1・2	
(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ		100単位(1月につき) ※3月に1回を限度とする。
(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位(1月につき) ※ただし、運動器機能向上加算を 算定している場合は、100単位(1 月につき)
ル 口腔・栄養スクリーニング加算	事業対象者 要支援1・2	

	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 I		20単位(1回につき) ※6月に1回を限度とする。
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 II		5単位(1回につき) ※6月に1回を限度とする。
	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位(1月につき)
	ワ 介護職員等処遇改善加算	事業対象者 要支援1・2	
	(1)介護職員等処遇改善加算 I		所定単位の92/1000 (1月につき)
	(2)介護職員等処遇改善加算 II		所定単位の90/1000 (1月につき)
	(3)介護職員等処遇改善加算 III		所定単位の80/1000 (1月につき)
	(4)介護職員等処遇改善加算 IV		所定単位の64/1000 (1月につき)
	注1 イからワの算定要件については、省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)【令和6年厚生労働省告示第85号第5条及び令和6年厚生労働省告示第86号第58条(令和6年3月15日)により一部改正】に準ずる。		
	注2 ワの所定単位はイからヲまでを算定した単位数の合計。		
	注3 リ及びワは、第6条の支給限度額の対象外の算定項目とする。		
	注4 イ及びロについて利用者数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。		
	注5 イ及びロについて看護・介護職員の数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。		
短時間型通所サービス費又は共生型短時間型通所サービス費	イ 短時間型通所サービス費 I 共生型短時間型通所サービス費 I	事業対象者 要支援1・2	週1回程度の利用 1,259単位(1月につき)
	ロ 短時間型通所サービス費 II 共生型短時間型通所サービス費 II	事業対象者 要支援2	週2回程度の利用 2,535単位(1月につき)
	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者 要支援1・2	所定単位数の1%減算
	業務継続計画未策定減算		所定単位数の1%減算
	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合		イを算定している場合 -376単位(1月につき) ロを算定している場合 -752単位(1月につき)
			イ及びロの日割を算定している場合 -94単位(1回につき)
	事業所が送迎を行わない場合		片道-47単位を減算 イを算定している場合の 減算の上限 -376単位 ロを算定している場合の 減算の上限 -752単位
	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位(1月につき)
	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位(1月につき)
	ホ 栄養アセスメント加算		50単位(1月につき)
	ヘ 栄養改善加算		200単位(1月につき)
	ト 口腔機能向上加算		
	(1) 口腔機能向上加算 I	150単位(1月につき)	

	(2) 口腔機能向上加算Ⅱ		160単位 (1月につき)
	チ 一体的サービス提供加算		480単位(1月につき)
	リ サービス提供体制強化加算		
	(1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ	事業対象者 要支援1・2	週1回程度の利用 88単位(1月につき)
	(2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ	事業対象者 要支援2	週2回程度の利用 176単位(1月につき)
	(3) サービス提供体制強化加算Ⅱイ	事業対象者 要支援1・2	週1回程度の利用 72単位(1月につき)
	(4) サービス提供体制強化加算Ⅱロ	事業対象者 要支援2	週2回程度の利用 144単位(1月につき)
	(5) サービス提供体制強化加算Ⅲイ	事業対象者 要支援1・2	週1回程度の利用 24単位(1月につき)
	(6) サービス提供体制強化加算Ⅲロ	事業対象者 要支援2	週2回程度の利用 48単位(1月につき)
	ス 生活機能向上連携加算		
	(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ		100単位(1月につき) ※3月に1回を限度とする。
	(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位(1月につき) ※ただし、運動器機能向上加算を 算定している場合は、100単位(1 月につき)
	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	事業対象者 要支援1・2	
	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ		20単位(1回につき) ※6月に1回を限度とする。
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		5単位(1回につき) ※6月に1回を限度とする。
	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位(1月につき)
	ワ 介護職員等処遇改善加算		
	(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	事業対象者 要支援1・2	所定単位の92/1000 (1月につき)
	(2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ		所定単位の90/1000 (1月につき)
	(3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ		所定単位の80/1000 (1月につき)
	(4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ		所定単位の64/1000 (1月につき)
	<p>注1 イからワの算定要件については、省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)【令和6年厚生労働省告示第85号第5条及び令和6年厚生労働省告示第86号第58条(令和6年3月15日)により一部改正】に準ずる。</p> <p>注2 ワの所定単位はイからワまでを算定した単位数の合計。</p> <p>注3 リ及びびワは、第6条の支給限度額の対象外の算定項目とする。</p> <p>注4 イ及びびロについて利用者数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>注5 イ及びびロについて看護・介護職員の数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p>		
選択型	イ 選択型通所サービス費Ⅰ		運動器機能向上 442単位(1回につき)
通所サービス	ロ 選択型通所サービス費Ⅱ	事業対象者 要支援1・2	口腔機能向上 442単位(1回につき)

ハ 選択型通所サービス費Ⅲ

栄養改善  
442単位(1回につき)

注1 イからハについて利用者数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イについて医師、看護職員、機能訓練指導員、健康運動指導士、健康運動実践指導者又は補助従業者の数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 ロについて歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士又は補助従業者の数が基準に満たない場合は所定単位数に70/100を乗じる。

注4 ハについて医師又は管理栄養士又は補助従業者の数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注5 イについて、利用者1名につき概ね3か月間で合計14回の算定を限度とする。

注6 ロについて、利用者1名につき概ね3か月間で合計3回の算定を限度とする。

注7 ハについて、利用者1名につき概ね3か月間で合計3回の算定を限度とする。